

住宅ローンをお申込みのお客さまへ

マイホームプランのご案内



アプラスの「マイホームプラン」は、住宅購入時に必要な諸費用や住宅購入資金の不足分を対象としたローンです。
お客様の住宅取得をサポートいたします。



ポイント1 住宅購入時に必要な諸費用等が対象

ポイント2 抵当権の設定は不要

ポイント3 繰上返済手数料は不要

ポイント4 通常、お申込みから2営業日以内に審査結果を回答



ご利用にあたってのご注意

本商品は投資用物件の取得資金、リフォーム資金、借換資金、およびこれらに必要な諸費用等にはご利用いただけません。万一これらの資金に利用された場合には、借入金を一括してご返済いただきますのでご注意ください。

マイホームプラン商品概要

資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の購入に必要な諸費用 ・住宅建築資金、住宅購入資金（住宅ローン不足分）※住居用物件に限ります。 <p>【諸費用については、以下の費用を対象とします】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローンの融資事務手数料（つなぎ融資がある場合はその融資事務手数料および金利を含む） ※アプラスが提供する商品（本商品およびつなぎ融資分）の融資事務手数料、金利は除く ・住宅ローンの保証料 ・火災（地震）保険料 ・団信初年度特約料 ・固定資産税、都市計画税の初年度精算金 ・修繕積立基金、管理準備金等 ・水道負担金 ・不動産仲介手数料 ・登記費用 ・印紙代（住宅ローン契約分、売買契約書・請負契約書分） ・検査に関する費用（適合証明・建築確認申請・地盤調査等） 	
申込資格	満20歳以上 65歳未満（完済時70歳未満）の個人の方	
ご融資金額	50万円以上 300万円以内（1万円単位）	
返済回数・返済期間	12回（1年）～120回（10年） [1年単位]	
貸付利率	<p>【住宅購入に必要な諸費用のみの場合】 長期プライムレート（基準金利）+4.500%〔事務手数料を含めた実質年率15.00%以下〕</p> <p>【住宅建築資金／住宅購入資金を含む場合】 長期プライムレート（基準金利）+6.500%〔事務手数料を含めた実質年率15.00%以下〕</p> <p>融資実行日の基準金利：4月1日の長期プライムレートを当年の7月から12月までの融資実行日に適用 10月1日の長期プライムレートを翌年の1月から6月までの融資実行日に適用</p>	
貸付利率の適用基準	<p>〈変動金利型〉 貸付金利の見直し：4月1日の長期プライムレートを当年7月の口座振替から適用 10月1日の長期プライムレートを翌年1月の口座振替から適用</p> <p>※基準金利はみずほ銀行における長期プライムレートとします。</p>	
事務手数料	50,000円+税 ※融資実行時にご融資金より差し引きとなります。	
遅延損害金	20.00%（実質年率）	
返済方法	お客様の預金口座から口座振替により返済 ※法人・事業者名義の口座はお取扱いできません。	
返済方式	元利均等返済方式 / ボーナス併用元利均等返済方式	
ボーナス加算返済	[6月・12月][1月・7月][2月・8月]より選択 ※ボーナスお支払総額はお借入金額の50%までとなります。	
返済日	毎月27日（休日の場合翌金融機関営業日）	
担保	不要	
保証人	住宅ローンの連帯債務予定者（連帯保証人を含む）は、本商品の連帯保証人となります。	
必要書類	本人確認書類	以下のうち、いずれか2種類の書面のコピー ●運転免許証または運転経歴証明書・パスポート・各種健康保険証・住民票の写し・マイナンバーカード・外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書
	収入証明書	●源泉徴収票、確定申告書など公的収入証明書のコピー（直近のもの）
	資金使途確認書類	●売買契約書、請負契約書、諸費用明細、見積書等のコピー ●住宅ローン承認通知書のコピー ●登記簿謄本のコピー（ご契約後）

○当社所定の審査があります。 ○お申込内容および他のご利用状況によりましては、ご希望に添いかねる場合や、条件の一部変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。
○投資用物件の取得資金および諸費用等にはご利用いただけません。万一、投資用物件の取得資金等に利用された場合には借入金を一括でご返済いただきますのでご注意ください。



新生銀行グループ

<お問い合わせ先>

株式会社アプラス ハウジングローンセンター

TEL : 0570-550-035 FAX : 03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※電話番号は、お間違のないようにお願いいたします。

(受付時間 9:30～18:30 土日祝休)

株式会社アプラス
登録番号:近畿財務局長(4)第00810号
日本貸金業協会会員 005541号

【日本貸金業協会相談・苦情・紛争受付窓口】
貸金業相談・紛争解決センター
0570-051-051

=契約内容を確認し、収支のバランスを考え、無理のないご返済計画を=

マイホームプラン(オープン型)借入申込書 記入見本①

【1ページ目】

右記の法律に基づき
お尋ねします。
記載内容をご確認の
うえ、必ずご記入く
ださい。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき以下についてご記入ください。

外国PEPs (Politically Exposed Person) に関する確認事項について

お客様は、以下の①または②のいずれかに該当しますか？「はい」「いいえ」のいずれか一方に○をしてください。いずれにも○がない場合は「いいえ」とみなします。

- ① 以下の「外 government 等において重要な地位を占める方」に該当する方または過去にこれらの方であった方
- 我が国における内閣総理大臣その他閣僚大臣及び副大臣に相当する職
 - 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - 我が国における特命全権大使、特命全权大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - 我が国における統合幕僚長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚副長に相当する職
 - 中央銀行の職員
 - 予定において国会の議決を経、又は承認を受ければならない法人の役員

- ② 上記①に掲げる者の家族(配偶者(事実婚含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)

「いいえ」に○をされた方は、上記のいずれかに該当するかその國名および職位名を具体的に右記にご記入ください。

お申込日 XXXX年 XX月 XX日

※下記項目はお申込者がご記入ください。

住所は正しくご記入
ください。マンション
名、部屋番号まで
必ず漏れがないよう
ご記入ください。

項目に沿ってご記入
ください。

フリガナ	トウキョウタロウ	性別	①男	生年月日	昭和 年月日
お名前	東京太郎	②女	③	④	⑤
フリガナ	トウキョウタロウ	自宅電話番号	03	XXXX	XXXX
お住所	000 0000	携帯電話番号	080	XXXX	XXXX
E-mail アドレス	t.tokyo@XXXX.co.jp	運転免許証番号			
運転免許証番号 または 運転経歴証明書	①無 ②有	④「有」の場合は運転免許証番号を記入ください。運転免許証番号			
健康保険の種類	①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ④未加入 ⑤その他()	運転免許証番号または運転経歴証明書をお持ちでない方も、パスポート、マイナンバー(個人番号)カード、各種健康保険等の本人確認書類を必ずご提出ください。			
現在の お住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑤公営住宅 ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)→(売却予定・賃貸予定・その他)	居住年数	4年 2ヶ月		

お申込日をご記入く
ださい。

項目に沿ってご記入
ください。

フリガナ	トウキョウショウジカシカイシャ	雇用形態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑥自営業 ⑦自由業 ⑧公務員 ⑩会社役員 ⑪その他()
名称 または 略称	東京商事株式会社	従業員数	①5人未満 ②5人以上 ③50人以上 ④100人以上 ⑤500人以上 ⑥1000人以上
フリガナ	トウキョウショウジカシカイシャ	部署名	営業部
所在地	000-0000 東京都新宿区新小川町○一△	役職	係長
電話番号	03-XXXX-XXXX	勤続年数	10年 2ヶ月
職種	①経営者 ②事務・管理職 ③販売・セールス・営業 ④技術・専門 ⑤労務・製造 ⑥接客・サービス ⑦運転手 ⑧保安・清掃 ⑨その他()	開業/設立年月	年商
業種	①農林水産業 ②建設業 ③製造業 ④流通業 ⑤不動産業 ⑥サービス業 ⑦飲食業 ⑧運輸業 ⑨金融業 ⑩宿泊業 ⑪情報通信 ⑫公務員 ⑬教育・医療 ⑭出版・印刷 ⑮電気・ガス ⑯その他()	自営業の 方のみ	1955年 4月 1200 百万円
上記以外 (該当のもの)	○ 年金・不動産賃料等の 收入のある方	①国民年金 ②共済年金 ③厚生年金 ④その他年金 ⑤不動産賃料收入 ⑥その他()	

運転免許証等につい
て、必ずご記入く
ださい。

【2ページ目】

記載内容をご確認の
うえ、漏れなくご記
入ください。
金額がゼロの場合、
「0」とご記入く
ださい。

以下の資金計画欄をもれなくご記入ください。					
お借入れ件数・金額 (既存の住宅ローン・車・教育ローン・商品の割賦購入・クレジットカード・カードローン等、全てのお借入れ)					
借入先	借入金額	毎月返済額	完済予定		
1 ○○○	200 万円	3.8 万円	有・無		
2 △△△	250 万円	4.8 万円	有・無		
3	万円	万円	有・無		
4	万円	万円	有・無		
5	万円	万円	有・無		
合計	2 件 450 万円	8.6 万円			
借入(物件購入)希望日	税込年収	マイホームプラン(オープン型)借入希望額			
XXXX年 XX月 XX日	800 万円	100 万円			

ご注意ください

- 太枠内の項目について、お申込者にてご記入漏れがあつた場合、受付できない場合がございます。
- お借入れ件数・金額は、借入がない場合も必ず合計欄に「0件、0万円」とご記入ください。
- 合計欄には全ての借入を合算した件数・金額をご記入ください。
- 借入先は、現在ご利用中の銀行・信販・消費者金融からのローンを全て含みます。
- 「完済予定」欄は本商品の融資実行までの完済予定の有無をご記入ください。
- 金額は千円単位(小数点第1位)でご記入ください。

お問合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター

0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~17:30 土日祝休)

FAX: 03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかげ間違いのないようご注意ください。

マイホームプラン(オープン型)借入申込書 記入見本②

【2ページ目続き】

※ご希望の番号を○で囲んでください。						
返済方法	①元利均等返済 ②ボーナス併用元利均等返済	ボーナス 加算月	①6月と12月 ②7月と1月 ③8月と2月			
返済回数	①60回(5年) ②120回(10年) ③その他 96回					

※①～②に記載のない返済回数の場合は、③にご希望の回数を1年単位でご記入ください。

■以下の資金計画欄をもれなくご記入ください。

① 物件価格合計(税込) 諸費用(税込)	3 0 0 0 0 0 0 0 0 円	【ご注意】対象となる資金使途は以下となります。 □在宅建物資金、住宅購入資金(不足分) □住宅購入に必要な諸費用		
自己資金	1 5 0 0 0 0 0 0 0 円			
③ 住宅ローン1 住宅ローン2	5 0 0 0 0 0 0 0 0 円	借入期間 借入利率 年間返済額		
③ 住宅ローン1 住宅ローン2	2 7 0 0 0 0 0 0 0 円	35年	1.00%	96万円
③ 借入希望額(①～③) 毎月返済分元金 ③ の内訳 ボーナス月返済分元金	3 0 0 0 0 0 0 0 0 円	25年	2.55%	16万円

下記の項目に優先順位を1から3まで順にご記入ください。
②自宅 ③勤務先 ①携帯

住宅ローン
借入金融機関名

記載内容をご確認のうえご記入ください。

購入物件について	①新築・戸建 ②新築・マンション ③中古・戸建 ④中古・マンション	物件住所	(〒 -) ご購入物件の住所をご記入ください	物件 延面積	XX m ²
----------	--------------------------------------	------	----------------------------	-----------	-------------------

入居予定者について	①新築・戸建 ②新築・マンション ③中古・戸建 ④中古・マンション	統柄	年齢	①同居 ②別居									
入居予定者 ※申込者さま (申込者様)	4人	妻	36	子	6	子	3	子	3	子	3	子	3

仲介(取次) 事業者	名称	フリガナ	カブシキガイシャ××××	
	担当者:	(電話番号)	XX - XXXX - XXXX	
	住所 所在地	東京都港区芝××-××		

お問合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター

0570-550-035(有料) (受付時間 9:30～17:30 土日祝休)

FAX: 03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかげ間違いのないようご注意ください。

マイホームプラン(オープン型)借入申込書 記入見本③

【3ページ目】

※連帯保証人がいない場合は以下の記入は不要です。下記項目は連帯保証人予定者がご記入ください。

連帯保証人予定者	フリガナ	トウ キヨウ ハナ コ	性別	①男	生年月日	昭和・平成(満 36 歳)	
	お名前	東京 花子	印鑑	②女	XX年 XX月 XX日		
	フリガナ	トウキヨウトヨタクソトガンタク-XX-X	自宅電話番号	03	XXXX	XXXX	
	お住所	□□□ □□□	携帯電話番号	080	XXXX	XXXX	
	ご家族	配偶者 ①有 ②無 子供 ①有(2人) ②無 家族 ①同居 ②別居	健康保険の種類	①国民健康保険 ⑤その他()	②社会健康保険 ()	③組合健康保険 ()	④未加入
	現在の お住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)→(売却予定・賃貸予定・その他)	賃貸マンション	⑤公営住宅	居住年数	4年 2ヶ月	

連帯保証人予定者お勤め先	フリガナ	トウキヨウショウジカフシキカンシャ	雇用形態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑦自営業 ⑧自由業 ⑨公務員 ⑩会社役員 ⑪その他()		
	名前 または 屋号	東京商事株式会社	従業員数	①5人未満 ②5人以上 ③50人以上 ④100人以上 ⑤500人以上 ⑥1000人以上	資本金	100 百万円
	フリガナ	トウキヨウトシソククシクシカガワマチ○-△ (〒 000-0000)	部署名	総務部	役職	
	所在地	東京都新宿区新小川町○-△				
	電話番号	03	XXXX	XXXX		
	職種	①経営者 ②事務・管理職 ③販売・セールス・営業 ④技術・専門 ⑤労務・製造 ⑥接客・サービス ⑦運転手 ⑧保安・清掃 ⑨その他()	勤続年数	8年 0ヶ月		
	業種	①農林水産鉱業 ②建設業 ③製造業 ④流通業 ⑤不動産業 ⑥サービス業 ⑦飲食業 ⑧運輸業 ⑨金融業 ⑩保険業 ⑪情報通信 ⑫公務員 ⑬教育・医療 ⑭出版・印刷 ⑮電気・ガス ⑯その他()	自営業の方のみ	開業/設立年月	年商	
		合計 2 件 150 万円 3.7 万円		1955年 4月	1200 百万円	

■以下の賃金計画欄をもれなくご記入ください。

お借入件数・金額 (既存の住宅ローン・車・教育ローン・商品の割賦借入・クレジットカード・カードローン等、全てのお借入れ)			
借入先	借入金額	毎月返済額	完済予定
1 ○○○	120 万円	2.5 万円	有・無
2 △△△	30 万円	1.2 万円	有・無
3	万円	万円	有・無
4	万円	万円	有・無
5	万円	万円	有・無
合計	2 件 150 万円 3.7 万円		

◀ご注意ください▶

- ・太線内の項目について、連帯保証人予定者にてご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。
- ・お借入件数・金額は、借入がない場合も必ず合計欄に「0件、0万円」とご記入ください。
- ・合計欄には全ての借入を合算した件数・金額をご記入ください。
- ・借入先は、現在ご利用中の銀行・信販・消費者金融からのローンを全て含みます。
- ・「完済予定」欄は本商品の融資実行までの完済予定の有無をご記入ください。
- ・金額は千円単位(小数点第1位)でご記入ください。

税込年収

500 万円

※税込年収は、昨年度の全ての収入合計を記入してください。
収入のない方は「0」をご記入ください。

お問合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター

 0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~17:30 土日祝休)

FAX: 03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかげ間違いのないようご注意ください。

マイホームプラン(オープン型)借入申込書

私たち申込者および連帯保証人予定者(以下、「申込者等」という)は、別紙「借入条件」、「個人情報の取扱に関する同意条項」をよく読み同意のうえ、申込みをいたします。

※申込み後、貴社の規定により、融資金額等の変更、または借入れができないことがあっても何ら異議はありません。また契約不成立時に申込書等が返却されないことに異議はありません。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき以下についてご記入ください。

外国PEPs (Politically Exposed Person) に関する確認事項について

お客様は、以下の①または②のいずれかに該当しますか? 「はい」「いいえ」のいずれか一方に○をしてください。いずれにも○がない場合は「いいえ」とみなします。

① 以下の「外国政府等において重要な地位を占める方」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- 1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 4) 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 6) 中央銀行の職員
- 7) 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

② 上記①に掲げる者の家族(配偶者(事実婚含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)

「いいえ」 (はい) 「はい」に○をされた方は、上記のいずれかに該当するかその国名および(国名)
職位名を具体的に右記にご記入ください。(職位)

※下記項目はお申込者がご記入ください。

お申込者	お名前	フリガナ	押印欄 (捺印印可)	印	性別	①男 ②女	生年月日	昭和 平成 (満年月日)	年 月 日
	ご住所	フリガナ			自宅電話番号				
					携帯電話番号				
	E-mail アドレス								
	運転免許証 または 運転経歴証明書	①無 ②有	→ 「有」の場合は運転免許証または 運転経歴証明書の番号をご記入ください。		運転免許証番号				
	健康保険 の種類	①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ④未加入 ⑤その他()							
	現在の お住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑤公営住宅 ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)→[売却予定・賃貸予定・その他]			居住年数		年 ヶ月		

お勤め先	名稱または屋号	フリガナ	雇用形態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑥自営業 ⑦自由業 ⑨公務員 ⑩会社役員 ⑪その他()		
	所在地	(〒 - - -)	従業員数	①5人未満 ②5人以上 ③50人以上 ④100人以上 ⑤500人以上 ⑥1000人以上	資本金	百万円
	電話番号		部署名		役職	
	職種	①経営者 ②事務・管理職 ③販売・セールス・営業 ④技術・専門 ⑤労務・製造 ⑥接客・サービス ⑦運転手 ⑧保安・清掃 ⑨その他()	勤続年数	年 ヶ月		
	業種	①農林水産鉱業 ②建設業 ③製造業 ④流通業 ⑤不動産業 ⑥サービス業 ⑦飲食業 ⑧運輸業 ⑨金融業 ⑩保険業 ⑪情報通信 ⑫公務員 ⑬教育・医療 ⑭出版・印刷 ⑮電気・ガス ⑯その他()	自営業の方のみ	開業/設立年月	年 商	
	上記以外 (該当の方のみ)	○ 年金・不動産賃料等の 収入のある方		年 月	百万円	

お問合せ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター

0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~17:30 土日祝休)

FAX: 03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかげ間違いのないようご注意ください。

■以下の資金計画欄をもれなくご記入ください。

お借入れ件数・金額 (既存の住宅ローン、車・教育ローン、商品の割賦購入、クレジットカード、カードローン等、全てのお借入れ)				
借入先	借入金額	毎月返済額	完済予定	
1	万円	万円	有・無	
2	万円	万円	有・無	
3	万円	万円	有・無	
4	万円	万円	有・無	
5	万円	万円	有・無	
合計	件	万円	万円	

〈ご注意ください〉

- 太線内の項目について、お申込者にてご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます
- お借入れ件数・金額は、**借入がない場合も必ず合計欄に「0件、0万円」とご記入ください。**
- 合計欄には全ての借入を合算した件数・金額をご記入ください。
- 借入先は、現在ご利用中の銀行・信販・消費者金融からのローンを全て含みます
- 「完済予定」欄は本商品の融資実行までの完済予定の有無をご記入ください
- 金額は千円単位（小数点第1位）でご記入ください

借入(物件購入)希望日

年 月 日

税込年収

万円

マイホームプラン(オープン型)借入希望額

万円

※物件購入日が未定の場合でもおおよその日付をご記入ください。

※ご希望の番号を○で囲んでください。

返済方法	① 元利均等返済 ② ボーナス併用元利均等返済	ボーナス 加算月	① 6月と12月 ② 7月と1月 ③ 8月と2月
返済回数	① 60回(5年) ② 120回(10年) ③ その他(回)		

※①～②に記載のない返済回数の場合は、③にご希望の回数を1年単位でご記入ください。

■以下の資金計画欄をもれなくご記入ください。

①	物件価格合計(税込) 諸費用(税込)					円	【ご注意】対象となる資金使途は以下となります。 □ 住宅建築資金、住宅購入資金(不足分) □ 住宅購入に必要な諸費用			電話連絡の優先順位	下記の項目に優先順位を1から3まで順にご記入ください。		
							①	6月と12月	② 7月と1月	③ 8月と2月	()自宅 ()勤務先 ()携帯		
②	自己資金 住宅ローン1 住宅ローン2					円	借入期間	借入利率	年間返済額		住宅ローン 借入金融機関名		
③	借入希望額(①-②)					円	年	%	万円				
③の内訳	毎月返済分元金 ボーナス月返済分元金					円	年	%	万円				

購入物件について	①新築・戸建 ②新築・マンション ③中古・戸建 ④中古・マンション	物件住所	(〒 - - -)	物件延面積	m ²
----------	--------------------------------------	------	------------	-------	----------------

入居予定者について

入居予定者 ※申込者含む 人	家族構成 (申込者除く) →	続柄	年齢	①同居 ②別居									
----------------------	----------------------	----	----	------------	----	----	------------	----	----	------------	----	----	------------

仲介(取次) 事業者	名 称	フリガナ
	担当者:	(電話番号) - - -
	住 所 所在地	(〒 - - -)

※連帯保証人がいない場合は以下の記入は不要です。下記項目は連帯保証人予定者がご記入ください。

連帯保証人予定者	フリガナ			印	性別	①男	生年月日	昭和・平成(満歳)
	お名前					年	月	日
	フリガナ			自宅電話番号				
	ご住所			携帯電話番号				
	ご家族	配偶者 ①有 ②無 子供 ①有()人 ②無 家族 ①同居 ②別居	健康保険の種類	①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ⑤その他()	②社会健康保険 ④未加入	③組合健康保険 ④未加入	⑤その他()	
現在のお住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)→[売却予定・賃貸予定・その他]	⑤公営住宅	居住年数	年	ヶ月			

連帯保証人予定者お勤め先	フリガナ			雇用形態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑦自営業 ⑧自由業 ⑨公務員 ⑩会社役員 ⑪その他()	
	名称 または 屋号					
	フリガナ	(〒 - - -)		従業員数	①5人未満 ②5人以上 ③50人以上 ④100人以上 ⑤500人以上 ⑥1000人以上	資本金 百万円
	所在地					
	電話番号			部署名		役職
職種	①経営者 ②事務・管理職 ③販売・セールス・営業 ④技術・専門 ⑤労務・製造 ⑥接客・サービス ⑦運転手 ⑧保安・清掃 ⑨その他()	勤続年数	年 ヶ月			
業種	①農林水産鉱業 ②建設業 ③製造業 ④流通業 ⑤不動産業 ⑥サービス業 ⑦飲食業 ⑧運輸業 ⑨金融業 ⑩保険業 ⑪情報通信 ⑫公務員 ⑬教育・医療 ⑭出版・印刷 ⑮電気・ガス ⑯その他()	自営業の方のみ	開業/設立年月	年商 百万円		
合計	件		万円	万円	年	月

■以下の資金計画欄をもれなくご記入ください。

お借入れ件数・金額 (既存の住宅ローン、車・教育ローン、商品の割賦購入、クレジットカード、カードローン等、全てのお借入れ)				
	借入先	借入金額	毎月返済額	完済予定
1		万円	万円	有・無
2		万円	万円	有・無
3		万円	万円	有・無
4		万円	万円	有・無
5		万円	万円	有・無
合計	件	万円	万円	

税込年収
万円

※税込年収は、昨年度の全ての収入合計を記入してください。
収入のない方は「0」とご記入ください。

＜ご注意ください＞

- ・太線内の項目について、連帯保証人予定者にてご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます
- ・お借入れ件数・金額は、**借入がない場合も必ず合計欄に「0件、0万円」とご記入ください。**
- ・合計欄には全ての借入を合算した件数・金額をご記入ください。
- ・借入先は、現在ご利用中の銀行・信販・消費者金融からのローンを全て含みます
- ・「完済予定」欄は本商品の融資実行までの完済予定の有無をご記入ください
- ・金額は千円単位(小数点第1位)でご記入ください

マイホームプラン・マイホームプランワイド【借入条件】

第1条 (借入要領および借入金の受領方法)

- 申込者は(以下「借主」といいます)は、「金銭消費貸借契約証書」(以下「契約証書」といいます)により、株式会社アプラス(以下「当社」といいます)から貸付金を借り受けるものとします。(以下、借主と当社との融資に係る契約を「本契約」といいます)
- 当社は、借主の本契約の申込を承認した場合には、借主が指定した契約証書記載の融資金振込口座に貸付金を振込む方法により融資を行うものとし、当該融資をもって本契約が成立するものとします。なお、借主は、当社が融資を行うにあたり、融資日が借主の借入希望日より遅れる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 借主は、借入希望日として、土、日、その他法令で定められた国民の祝日(以下これらを「休日」といいます)を指定するとはできないものとします。

第2条(利息の計算方法)

1. 本契約の借入利率は、契約証書に記載の通りとします。
2. 毎月返済分の利息は、毎月返済分金の残高×月利率(貸付利率の1/12)で計算し、利後手払いとし、円未満は切り捨てるものとします。
3. ボーナス返済分の利息は、ボーナス返済分金の残高×貸付利率×6/12で計算し、利後手払いとし、円未満は切り捨てるものとします。
4. 前二項に限らず、借入日から第1回返済日までの毎月返済分の利息については、1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算するものとします。また、借入日から第1回目のボーナス返済月までの利息については、借入日から第1回目のボーナス返済月の返済日までの期間について1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算するものとします。なお、起算日は借入日の翌日とします。

第3条(借入利率との基準)

- 借入利率は、契約証書に定める当社所定の基準利率(以下「基準利率」といいます)に当社が別途定める利率を加算した利率とし、基準利率の変更にともなって引下げ、または引上げられるものとします。

なお、基準利率は、当社が基準として定めた銀行における長期プライムレートとします。

第4条(借入利率の変更及び変更後の借入利率の適用時期)

1. 借入利率の変更は、基準利率の変動回数にかかわらず、年2回に限るものとし、毎年4月1日、10月1日(当日が休日の場合)は翌金融機関営業日(以下「利率変更基準日」といいます)における基準利率と、その直前の利率変更基準日における基準利率とを比較し、差が生じた場合にその差と一緒に変更するものとします。ただし、借入後最初に到来する利率変更基準日ににおいては、契約時の基準利率と比較するものとします。
2. 前項による変更後の借入利率の適用時期は、4月1日に算定した借入利率はその年の6月の約定返済日の翌日現在における約定未償還元金から適用し、10月1日に算定した借入利率はその年の12月の約定返済日の翌日現在における約定未償還元金から適用します。
3. 借入利率を変更した場合、当社は借主に対して原則として変更後の第1回約定返済日以前に、変更後の利率、返済額から返済額に占める元金内入額及び利息額等の明細を文書(返済予定表)により通知するものとします。

第5条(借入利率の変更に伴う返済額の変更)

- 第4条に伴う借入利率の変更に伴う返済額の変更は、借入利率の変更にかかわらず、年1回に限るものとし、借入後、毎年4月1日において算定した借入利率、その適用時期における約定未償還元金、残存期間等に基づいて新しい毎月の返済額を算出するものとし、その年の12月の約定返済日の翌日以降の返済について適用するものとします。ただし、この新しい毎月の返済額は、変更前の毎月の返済額の1.25倍を限度とします。なお、この限度を超える未払利息は、第6条により支払うものとします。

第6条(借入利率の変更に伴う未払利息の取扱い)

1. 第4条に伴う借入利率の変更により毎月の約定利息が毎月の返済額を超えている場合の超過額(以下、「未払利息」といいます)の支払いは繰り延べることとします。
2. 前項の未払利息が発生した場合には、次回以降の毎月の返済額の中に含めて支払うものとし、その場合の充当順位は未払利息、約定利息、元金の順とします。また、未払利息は、発生順に順次充当するものとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合に未払利息があるときは、繰り上げ返済日にそれを支払うものとします。

第7条(最終回返済額)

- 最終回返済額は、毎月の返済額にかかわらず、毎月返済分及びボーナス返済分の残存元金と約定利息に未払利息を加えた金額とします。

第8条(長期プライムレートが廃止された場合の取扱い)

- 金融情勢の変化その他相手の事由により長期プライムレートが廃止された場合には、当社は基準利率を一般に行なわれる程度のものに変更することができるものとし、変更後、初回における前回との比較は当社が認めた方法によるものとします。以降、新しく基準利率の対象となつたものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

第9条(約定返済日)

- 本契約に基づく債務の返済日(以下「約定返済日」といいます)は、契約証書に記載のとおりとし、約定返済日が休日の場合は、翌金融機関営業日を約定返済日とします。

第10条(返済方法)

1. 借主は、借入元金に利息を加算した金額を契約証書記載の返済方法により、約定返済日までに当社に支払うものとします。ただし、事前に当社が返済方法を指定したときは、借主はこれに従つるものとします。
2. 借主は、約定返済日までに契約証書記載の返済方法による返済が無い場合には、当社の指定する預貯金口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払いその他当社が認めた方法により返済ができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが返済金を受領した時点で当社に対する返済がなされたものとします。

第11条(返済方式と返済額)

- 本契約の返済方式は元利均等返済方式またはボーナス併用元利均等返済方式とし、借主は、毎月の約定返済日ごとに毎月の返済額を返済するものとします。ただし、ボーナス併用元利均等返済方式の場合は、ボーナス返済月に毎月返済額にボーナス返済額を加えた額を返済するものとします。

第12条(返済金の充当順位)

- 返済金の充当順位は、費用、延滞損害金、利息、元金とします。ただし、当社が相当と認める事由が生じた場合は、当社は借主に通知することなく当社が相当と認める順位により、返済金を充当できるものとします。

第13条(期日前の全額返済および一部繰上返済)

1. 借主は、最終返済期限前に残債務の一部または全部を返済することができるものとします。ただし、借主は当社に対してその旨を事前に通知し、その承諾を受けるものとします。残債務の一部を返済する場合の1回あたりの最低返済金額は原則10万円とし、かつ1万円単位とします。なお、借主が期限内に残債務の一部または全部を返済する場合は当社との間で返済日を協議するものとします。
2. 借主は、前項の返済を約定返済日以外の日に行なう場合において、直前の約定返済日の翌日から返済日までの間の利息については、契約証書記載の償付利率に1年を365日(閏年の場合は年366日)として日割りで計算した額を支払うものとします。

第14条(費用等の負担)

1. 印紙代、公正証書作成費用等の契約締結に要する費用、訴訟等の法的措置に要する申立または送達等の債務の弁済等に要する費用等は、全て借主の負担とします。
2. 借主は、口座振替、収納事務代行機関での返済以外の方法で毎月の返済額を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。
3. 借主は、第20条により担保物件の差入れを行なう場合は抵当権の設定、変更又は抹消に要する費用を負担するものとします。

第15条(公租公課)

- 借主が第14条により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課(消費税を含む)が変更されたときは、借主は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第16条(期限の利益の喪失)

1. 借主が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、または第20条により担保物件の差入れが行なわれている場合にその担保提供者もしくは担保物件に付帯するものとします。担保提供者が複数のときはあらかじめ1人で該当する場合及び担保物件が複数のときは担保提供者を問わずそのうち1つが該当した場合を含む)。該当するときは、当社の請求により借主は未払債務の全部にき期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額を弁済するものとします。

第17条(他の効力を有するものとします)

- (1)借入金の返済の支払を怠ったとき。
- (2)借入金を契約証書に定める借入金の資金使途以外に使用したとき。
- (3)自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
- (4)差押・仮差押・保全差押・仮処分の申立、または滞納処分をうけたとき。
- (5)破産・民事再生手続・特別清算・会社更生もしくはこれらに準ずる申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。

- (6)当社の承諾を得ないで本件債務の担保となっている建物(建物前部分を含む。以下同じ。)またはその敷地である土地(以下これらを総称して「担保物件」といいます)を第三者に譲渡または処分したとき。

- (7)担保物件について、仮差押、仮処分、保全差押、差押または競売手続の開始があったとき。

- (8)担保物件が滅失、消失、または著しく減価したとき。

- (9)担保物件が法方に取り消され、または使用されかねたとき。

- (10)第3者から、担保物件について訴訟を提起されたとき。

- (11)担保提供者が、当社との間の掲当権設定契約書第4条に定める表明保証に違反していたこと

- (12)当社に提出した書類に虚偽があつたとき、その他不正な方法により借入をしたとき。

- (13)当社の償却保全を必要とする相当な事由が生じたとき。

- (4)上記の他、本契約のいずれかの規定に違反したとき。

2. 借主は、借主の氏名もしくは住所の変更後その通知を怠る等借主の責めに帰すべき事由によつて当社に借主の所在が不明になつたときまたは借主について破産手続開始がつたときは、当社から借主に対する返済請求がなくとも、未払債務の全部につき当然に期限の利益を失うものとします。

3. 期限の利益の喪失は、借入利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみその効力を有するものとします。

第17条(反社会的勢力の排除)

1. 借主、連帯保証人および担保提供者は、自らが、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1)暴力団

- (2)暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

- (3)暴力団構成員

- (4)暴力団関係企業

- (5)総会屋等

- (6)社会運動等標準

(7)特殊知能暴力団等

- (8)前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に乘じ、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者)
 - (9)その他前各号に掲げる者
2. 借主、連帯保証人および担保提供者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽証を用いたりは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5)その他の各号に準する行為
3. 借主、連帯保証人または担保提供者が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、借主、連帯保証人または担保提供者に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、借主、連帯保証人または担保提供者はこれに応じるものとします。
4. 借主、連帯保証人または担保提供者が第1項もしくは第2項に規定する事項に反するが、該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約にに関して虚偽の申告をした場合、または第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであつて、契約を締結することまたは契約を継続するが不適切であると当社が認めた場合には、当社は、借主、連帯保証人または担保提供者との契約を締結を拒絶し、または契約を解除することができるものとします。なお、本契約が解除された場合には、借主または連帯保証人は当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
5. 第4項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下これらを「損害等」といいます)が生じた場合には、借主または連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第4項の規定の適用により借主または連帯保証人による損害等が生じた場合には、借主または連帯保証人による損害等を直ちに当社に請求できないものとします。
6. 第4項の規定に基づき本契約が解除された場合には、あつても、借主または連帯保証人が当社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。

第18条(届出事項の変更)

1. 借主および連帯保証人は、当社に届出の住所・氏名・勤務先・指定預金口座等について変更があつた場合には、所定の届出書により当社に通知するものとします。ただし、当社が認めた場合には、電話での連絡、その他当社が適切と認めた方法により届け出ることができるものとします。
2. 借主および連帯保証人は、前項の住所・氏名の変更の通知を怠つた場合、当社からの通知または送付書類等が遅延、または不到達となつても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことにより異議のないものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて、やむをえない事情があるときはこの限りではないものとします。

第19条(返済損失金)

- 借主は、返済日の返済を遅延した場合、または第16条により当社に対する債務について期限の利益を喪失した場合は、その翌日から完済の日に至るまで、返済すべき金額に対し年20.00%の割合による遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、1年を365日(閏年の場合は年366日)とする日割計算とします。

第20条(担保)

1. 借主は、当社が債権保全のために必要と認めたときは、当社の請求により、ただちに当社の承認を得る担保もしくは増担保を差入れ、または連帯保証人をたて、もしくはこれを担保するものとします。
2. 借主は、自ら提供した担保物件について変更、処分または譲渡する場合、予め書面により当社の承認を得るものとします。
3. 当社は、借主が期限の利益を喪失した場合、法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方により担保を取立てまたは処分し、その取得金から諸経費を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約に基づく債務の返済に充てることができるものとします。
4. 借主の提供した担保に付いた、火災、事故その他の当社の責めによらない事由により損害が生じた場合、当社はこれに因づき責任を負いません。
5. 連帯保証人および担保提供者が担保物件に抵当権を設定する場合については、前各項の規定を準用するものとします。

第21条(調査および報告)

- 借主および連帯保証人は、当社が、借主および連帯保証人の経済状況、担保物件の状況その他当社が必要と判断する事項について調査報告(資料の提出を含みます。)を求めたときは速やかにこれに応じるものとします。

第22条(公正証書の作成)

- 借主および連帯保証人は、当社から請求を受けた場合には、借主および連帯保証人の費用負担により、ただちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を認諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続をとります。

第23条(諸法令等への適用)

1. 借主は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に違反する申込みがあつた場合に対して、犯罪収益移転防止法で定めた重説免許証・パスポート等の本人確認書類を提出し、もしくは提出(出し)の提出も含む)するものとします。また、借主は、本人確認書類類と契約証書に記載の氏名、生年月日、住所等が相違する場合は、当社の求めに応じて追加書類を提出するものとします。
2. 借主は、当社がマスター・ローリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および開発援助等の遵守等の遵守のため、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や資料の提示または提出を求める場合には、これに応じるものとします。

第24条(準拠法・合意管轄)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 借主および連帯保証人は、本契約に基づく取引について訴訟の必要が生じた場合、訴訟の如何に際して管轄する裁判所についての合意します。

第25条(連帯保証)

1. 連帯保証人は、本契約の条件を承認のうえ、借主が本契約によって、当社に対して負担する一切の債務について、借主と連帯して履行するものとします。
2. 当社が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に對しても当該請求の効力が生じるものとします。
3. 連帯保証人は、当社がその都合により担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、当社と借主との間に、本契約による債務または連帯保証人が保証している借主の他の残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを使はしないものとします。

第26条(債権譲渡等)

1. 借主は、当社が将来この契約による債権を第三者に譲渡(以下、本条においては信託を含む。)すること及び当社が譲渡した債権を再び譲り受けることを承諾するものとします。
2. 借主は、当社が、本条に定めた各支店・各支店・各センター・営業所所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第27条(承認及び通知)

1. 借主または連帯保証人が死亡した場合において、その相続につき単純承認が行われたとき(単純承認を行った相続人は2人以上いる場合に限ります。)は、単純承認に係る相続人は速やかに本契約に基づく債務または連帯保証債務の承継について当社の承認を受けます。
2. 借主および連帯保証人は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合においては、直ちに当社に通知するものとします。

(1)借主または連帯保証人が死んだとき(前項に掲げる場合を除きます。)

(2)借主または連帯保証人がいついて第16条第1項(5)に該当する等、財産もしくは経営に重大な変化が生じたときまたは生じたときおそれがあるとき

(3)担保または信託について第16条第1項(6)から(12)のいずれかに該当したとき

第28条(代わりの証書等の差入れ)

- 借主および連帯保証人は、譲渡、破壊、災害等当社の責めに帰すべき事由によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合で当社から請求を受けたときは、代わりの証書等を差し入れるものとします。

第29条(当社判断による融資実行のとりやめ)

借主は、本契約に基づく借入が実行されるまでは、当社が、当社の任意の判断により融資の実行を行つても異議ありません。

第30条(対象商品および融資条件)

1. 本契約に基づく当社からの借入金の使途は、借主が当社に対して別途差入れた資金使途確認書類等に記載の商品およびサービスの購入のためのものとします。
2. 借主は、別途金融機関から住宅ローンに係る金銭を借り入れることを条件に、当社から本契約に基づく借り入れを行なうことができるものとします。

第31条(情報提供)

1. 借主は、本契約の締結に先立つて、保証人(個人に限ります。)に対し、次の各号に定める情報を提供したことおよび当該情報が真実、正確であり、かつ不足が無いことを表明し、保証するものとします。また、保証人(個人に限ります。)は、借主から当該情報の提供を受けたことを表明し、保証するものとします。
- (1)借主の財産および収支の状況
- (2)借主が本契約に基づく債務に外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- (3)借主が本契約に基づく債務の担保として他に提供または提供しようとするものがあるとき

第32条(情報提供)

1. 借主は、本契約に規定する情報に記載のとおり、当該情報が真実、正確であり、かつ不足が無いことを表明し、保証するものとします。また、保証人(個人に限ります。)は、借主から当該情報の提供を受けたことを表明し、保証するものとします。
- (1)借主の財産および収支の状況

第33条(貸金業務に係る紛争解決機関)

- 日本貸金業協会 貸金業相談 紛争解決センター

【個人情報の取扱に関する同意条項】(全体を通じて「本条項」といいます)

第1条(個人情報の取得、登録、利用、保有の同意)

金銭消費貸借契約申込者(以下「申込者」という。)、連帯保証人予定者及び担保提供者予定者(金銭消費貸借契約又は担保提供契約が成立した場合の契約締結者を含む。以下、これらを総称して「申込者等」という。)は、株式会社アプラス(以下「当社」という。)が、金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約を含む申込者等と当社との取引(以下「お取引」という。)に係る次の個人情報(変更後の情報を含む。)を、第2条(1)の業務において同様(2)の利用目的の達成に必要な範囲で、保護措置を講じた上で取得し、さらに当社が必要であると認めた場合には、当社が、申込者等の登記事項証明、住民票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含む。)及びインターネット等から申込者等の個人情報を取得し、それら申込者等の個人情報を登録、利用して、当社の定める期間(ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。)保有することに同意します。

- (1)所定の申書き、契約書等に申込者等が記載した属性情報(氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先(お勤めの内容)、家族構成、住居状況、資産負債、運転免許証等の記号番号等の申込者等の属性に関する情報) (お取引開始後に当社が申込者等からの通知等により知った変更情報を含む。)
- (2)金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約に関する契約情報
- (3)金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約に関する取引情報
- (4)申込者等の信用判断のための情報(申込者等の資産、負債、収入、支出、当社とのお取引の取引情報(利用残高、月々の返済状況等)、お取引の現在の状況及び履歴に関する情報等)
- (5)本人確認のための情報(当社が必要と認めた場合に、申込者等の運転免許証、パスポート等から、本人であること及び本人の居所を確認するために得た情報)
- (6)その他当社が取得した申込者等とのお取引に関する情報

第2条(個人情報を利用する業務と利用目的)

- (1)第1条に定める個人情報(以下「個人情報」という。)を利用する当社の業務は次のとおりとします。
 - ①クレジットカード業務等を包括する購入あっせん業務
 - ②オートローン・ショッピングレジット等個別信用購入あっせん業務
 - ③ローンカード・融資等金銭貸付業務
 - ④銀行ローン等保証業務
 - ⑤集金代行業務
 - ⑥リース及びリースの代行業務
 - ⑦生命保険・損害保険の代理業務
 - ⑧その他当社が営むことができる業務及びこれらに付帯する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)
- (2)当社が個人情報を利用する利用目的は次のとおりとし、当該利用目的の達成に必要な範囲において第1条の個人情報を利用することに同意します。ただし、以下の③から⑥については、第1条(1)、(2)の個人情報のみ利用します。
 - ①与信(保証審査・途上与信を含む。)を行うため、与信後の管理のため
 - ②与信判断を伴わない各種取引の申込受付、契約締結、事後管理のため
 - ③市場調査、商品開発、金融商品・サービスに関する各種ご提案のためアンケート実施、データ分析、システム開発、システム保守・運用等
 - ④お客様向け企画、宣伝物・印刷物等による営業案内のためDMの送付、懸賞企画の実施、ご案内メールの送信等
 - ⑤当社が、当社の親会社、子会社、グループ企業、提携企業から委託を受けて当該企業の広告宣伝、販売促進活動をするため
 - ⑥お客様からのお問い合わせ事項、ご要望事項に回答、対応するため 当社商品のご提案、当社に対するご意見・ご質問の回答等
 - ⑦税務・会計処理のため 納税、償却処理等
 - ⑧加盟店取引のための加盟審査(途上審査を含む。)、取引管理・取引内容及びトラブルの未然防止のため
 - ⑨クレジットセンター、コールセンター等での電話応対者の応対評価・教育研修に生かすため
 - ⑩防犯・安全管理のため
 - ⑪犯罪収益移転防止法に基づく義務の履行、提携契約の履行、訴訟への対応
 - ⑫上記のほか契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行等のため

第3条(個人情報の第三者への提供、共同利用の同意)

- (1)申込者等は、以下の当社の関連会社における今後のお取引の与信判断、与信後の管理のために、当社が第1条に定める個人情報を当該関連会社と共同利用することに同意します。
- 【個人情報を当社と共同して利用する当社の関連会社】
名 称：株式会社アプラスフィナンシャル
住 所：〒556-8538 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
名 称：株式会社アプラスパーソナルローン
住 所：〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9-1
(共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス)
- (2)申込者等は、申込者等が所在不明又は病気、意識不明等の障害を受けたことが当社の調査により確認され、申込者等の親族等関係者から当社に対し任意に申込者等の債務の弁済を行う旨の申し出がなされたときは、当社は、関係法令の許す範囲内で、申込者等の親族等適切な範囲の関係者に対し、当該親族等から要請のあった申込者等の第1条(2)及び(3)の個人情報を開示することに同意します。
- (3)申込者等は、当社が、申込者等の本人確認等のため、申込者等の住民票、戸籍の附票、登記事項証明書を申請するために必要な範囲で、個人情報を市町村長又は登記官に提供することに同意します。
- (4)申込者等は、当社が、事業承継若しくは債権その他の財産の譲渡の事前協議又はデューデリジェンス(資産査定)のために、個人情報を承継先、格付機関、法律事務所、会計事務所等へ提供することに同意します。
- (5)申込者等は、申込者等から、他の申込者等に係る金銭消費貸借契約又はこれに附従する連帯保証若しくは担保提供に関する情報の開示の請求があつた場合は、当社が当該他の申込者等に関する第1条(2)及び(3)の個人情報を提供することに同意します。
- (6)当社は、個人情報の第三者提供及び共同利用において、適切な個人情報の安全保護措置を講じ、個人情報の管理について責任を負うものとします。

第4条(新生銀行グループにおける共同利用)

- 申込者等は、当社が、株式会社新生銀行(以下「新生銀行」といいます。)およびそのグループ企業(ただし、当社の関連会社を除く、以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)①乃至④の個人情報(ただし、次条の個人信用情報機関から取得した個人情報を除く。)をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。

 - ①申込者等への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内等内容
 - ②申込者等が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
 - ③各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため
 - ④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
 - ※新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途当社のホームページにて公表します。

第5条(登記原因を証する情報としての提供の同意)

- 申込者等は、お取引に係る登記の申請の際、登記原因を証する情報としてお取引に係る契約書又はその写しが提供されることに同意します。また、提出された登記原因を証する情報が不動産登記法第12条第4項により利害関係人に対して開示に供されることについて異議はありません。

第6条(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)

- (1)申込者及び連帯保証人予定者は、当社が与信及び与信後の管理業務のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」という。)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」という。)に照会し、申込者及び連帯保証人予定者の個人情報を登録されている場合には、資金業法により、申込者及び連帯保証人予定者の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

(2)申込者及び連帯保証人予定者の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、申込者及び連帯保証人予定者の支払能力に関する調査(与信判断のほかと信後の管理を含む。以下同じ)の目的に限り、利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払いを遅延した事実	契約期間中および契約終了後5年間

(3)加盟機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シーアイ・シー(略称C I C)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストエスト15F

ナビダイヤル：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.jp/>

(4)上記加盟機関へ登録する情報は、本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)となります。また、これらの項目以外に、個人情報、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自肅申出等の本人申告情報が登録されます。

(5)提携機関の名称、住所、問合せ電話番号は以下の通りです。

①全国銀行個人信用情報センター(略称K S C)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

T E L : 03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②株式会社日本信用情報機構(略称J I C C)

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

ナビダイヤル：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名などの詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第7条(個人情報の預託等の同意)

(1)申込者等は、当社が事務処理(コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。

(2)申込者等は、当社が債権管理回収業に開示する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする場合、第1条(1)、(2)、(3)の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】

名 称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

住 所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号

名 称：アルファ債権回収株式会社

住 所：〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 新宿スクエアタワー8階

第8条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)申込者等は、当社及び第3条、第5条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先等並びに第6条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(1)当社に開示を求める場合には、本規定の末尾記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページにおいてもお知らせしております。

(2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、第6条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

(3)当社の提携先等に対して開示を求める場合には、当社に連絡してください。

(2)前項に基づく当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社はすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。

第9条(本条項不同意の場合の措置)

申込者は、申込者等の中に本同意書の内容(第2条(2)②乃至⑥を除く)に同意しない者がある場合、または第2条(2)②乃至⑥および第4条①を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社がこれを理由として金銭消費貸借契約の締結を拒否することがあることに同意するものとします。

第10条(個人情報利用・提供停止の申出)

本同意書に基づき当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、申込者等が第2条(2)②乃至⑥および第4条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとるものとします。

第11条(契約が不成立の場合の同意)

申込者及び連帯保証人予定者は、金銭消費貸借契約又は連帯保証契約が不成立の場合であっても、本同意書に係る個人情報の利用・提供を停止できないことに同意します。

第12条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報については、個人情報管理室が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

●個人情報の取扱いに関する窓口

住 所：〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9番1号 パシフィックマーケス江坂

担当部署：株式会社アプラス お客様相談室

電話番号：0570-001-770 (ナビダイヤル)

U R L : <https://www.aplus.co.jp/>

2020年7月